

(別 紙)

最低賃金の地域間格差を解消し、早急に全国一律時給 1,500 円に引き上げるよう求める意見書（案）

30 年におよぶ経済停滞・暮らしの困難に物価高騰が襲い、国民生活の苦しさは深刻である。

2023 年 10 月からの最低賃金は、全国加重平均で時給 1,004 円（961 円から 43 円引き上げられたが年収では 184 万円にとどまる）となり、平均は初めて 1,000 円を超えたが、1,000 円超えは 8 県だけであり、900 円台が 27 県、800 円台が 12 県も残されている。最高は東京の 1,113 円、最低は岩手県の 893 円、その差は 220 円、この格差は年間にすると 40 万円にも上る。ちなみに香川県は、時給 878 円から 40 円引き上げ 918 円。国際比較では、オーストラリアの最低賃金は時給 2,323 円、イギリス 1,875 円、フランス 1,785 円、ドイツ 1,923 円で、日本は世界から大きく遅れている。

今年の改定審議の特徴は、最低賃金が低い C ランク地域から「これ以上地域間格差を放置することはできない」との怒りの意思表示があったことである。全労連などの生計費調査によると都市は住居費が高いものの、地方は自動車を利用する人が多く維持費などがかかり最低生計費は全国ほとんど差がない。

最低賃金制度は、低賃金労働者の生活の安定が第一次的な目的である。賃金の下限額を法律で規制することで賃金の値崩れを防ぐ防波堤の機能を果たしている。二次的には経済の健全な発展を図ることである。企業の生産性が上がらなければ引き上げられないと考えるのは誤りである。政治の責任で、労働者の 7 割を占める中小企業・小規模事業所への大胆な直接支援が求められる。

労働運動総合研究所の推計では、時給 1,500 円未満で働く雇用者の総計は 2,823 万人で役員を除く全雇用者の 49.8%に相当する。同研究所は 2 月に 2,823 万人の時給を 1,500 円に引き上げた場合の経済に与える効果を推計し、国内生産額は 17.9 兆円引き上がり、新たに 106.6 万人の雇用が生まれ、国内総生産（GDP）が 1.9%上昇するとしている。

岸田首相は 8 月 31 日、最低賃金を「2030 年代半ばまでに 1,500 円にする」と述べたが、地域間格差には一言も触れず、10 年以上先の話では物価高騰に苦しむ労働者に背を向けるものである。現行の最低賃金法にある

「地域別」と「通常の事業の賃金支払い能力を考慮」する規定を残したままでは大幅な引き上げはできない。同じ仕事でも地域で賃金が違う理不尽な地域間格差を解消するには法改正が必要である。

よって、国においては、最低賃金の地域間格差を解消し、早急に全国一律時給 1,500 円に引き上げるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 12 月 日
高 松 市 議 会

衆	議	院	議	長	}	宛	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
財	務		大	臣			
厚	生	労	働	大			臣